

常総市指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する告示

○常総市指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する告示

平成25年10月1日

告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項及び第4項の規定に基づく指定金融機関及び収納代理金融機関について別表第1及び別表第2のとおり定め、同条第8項の規定により告示する。

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 常総市指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する告示（平成22年常総市告示第109号）は、廃止する。

附 則（平成27年告示第118号）

この告示は、平成27年12月28日から施行する。

附 則（令和4年告示第30号）

この告示は、令和4年6月6日から施行する。

別表第1

指定金融機関

- (1) 次表に掲げる金融機関を同表の番号の順序により2年ごとに交代して、指定金融機関に指定する。

	名称	取扱店舗	取りまとめ店	
			店名	所在地
1	株式会社筑波銀行	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道宝町3377番地
2	株式会社常陽銀行	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道宝町2790番地

- (2) 交代による指定は、平成26年4月1日からとする。
- (3) 指定金融機関の経営が破綻し、又は破綻のおそれがあると認められる場合

常総市指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関する告示

その他特別の事情がある場合は、他の一方の金融機関に指定を変更することができる。

別表第2

収納代理金融機関

(1) 次表に掲げる金融機関を収納代理金融機関に指定する。

名称	取扱店舗	取りまとめ店	
		店名	所在地
株式会社常陽銀行	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道宝町2790番地
株式会社三井住友銀行	本店及び支店	守谷支店	守谷市中央4丁目9番地
株式会社筑波銀行	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道宝町3377番地
株式会社東日本銀行	本店及び支店	水海道支店	土浦市桜町1丁目8番8号
結城信用金庫	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道諏訪町2793番地
茨城県信用組合	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道諏訪町3280番地2
中央労働金庫	本店及び支店	水海道支店	常総市水海道宝町2868番地7
常総ひかり農業協同組合	本店及び支店	水海道東支店	常総市小山戸町383番地

(2) 前号の規定にかかわらず、別表第1の規定により現に指定金融機関の指定を受ける金融機関は、収納代理金融機関に指定しない。